

# 中国国際貿易促進委員会・中国国際商会調停センターにおける 知的財産権紛争調停規則

## 第一章 総則

**第一条** 調停とは、一名又は複数名の紛争外の第三者（調停委員）が、当事者による当該紛争の友好的解決に協力する紛争解決方式であり、知的財産権紛争を含む各種商事紛争に適している。

中国国際貿易促進委員会／中国国際商会調停センター（以下、「調停センター」という。）が受け付ける「知的財産権紛争」とは、知的財産権の契約に係る紛争、知的財産権の帰属・侵害に係る紛争、不正競争に係る紛争等の知的財産権関連の紛争をいう。

**第二条** 本規則第一条に定める「知的財産権」とは、次に掲げる対象について権利者が法に基づいて享有する専有の権利をいう。

- （一）著作物
- （二）特許、実用新案、意匠
- （三）商標
- （四）地理的表示
- （五）営業秘密
- （六）集積回路の回路配置
- （七）植物の新品種
- （八）法律に定めるその他の対象

**第三条** 国内外の平等な主体の自然人、法人、非法人組織間で発生する知的財産権紛争は、すべて調停センターに調停を付託することができる。

**第四条** 調停は、当事者の自由意思の原則に従い、関連法令に基づき、国際的な慣行を参照し、当事者の互譲を公正公平に促し、和解を成立させなければならない。

**第五条** 各当事者は、調停の過程において善意で事を行い、誠実に協力し、自ら進んで調停規則及び関連法律の規定を遵守し、調停手続に積極的に関わり、成立した和解合意を自発的に履行しなければならない。

**第六条** 調停センターは、当事者の同意を得てその他の紛争解決機関、業界団体と共同調停を行うことができ、その他の紛争解決機関、業界団体の招待、任命又は委託を受けて紛争の共同調停又は単独調停を行うこともできる。

**第七条** 調停センターが中国国際貿易促進委員会の地方機関若しくは業界機関内に設立したサブセンター、又は国内外のその他組織と設立した共同調停機関は、知的財産権紛争の処理にあたり、一元的にこの調停規則を適用する。ただし、特別の規定がある場合を除く。

## **第二章 調停の手続**

### **第一節 調停の申立てと受理**

**第八条** 本規則は、調停センターで調停が行われる、次の各号に掲げる紛争に適用される。

(一) 当事者間で事前に調停条項を締結し、調停センターによる調停を取り決めている場合

(二) 当事者が紛争発生後、調停センターによる調停を共同で申し立てた場合

(三) 当事者間で調停条項を締結しておらず、一方の当事者が申し立て、調停センターを介して他の当事者に意見を求めた後に同意を得た場合

(四) 当事者が本規則に基づく調停に同意しているが、調停機関について取決めていない場合

(五) 法院が調停センターに調停を任命又は委託する場合

本条における「調停条項」とは、当事者間で成立した調停による紛争解決の取決めをいい、調停地点、調停期日及び期間、調停において使用する言語、調停委員、調停委員の国籍、調停委員の居住地等を含むことができるが、これらに限らない。

当事者が取り決めていない場合、調停センターは、本規則又は当事者との協議に基づき上述の関連する各種の問題を決定することができる。

**第九条** 当事者は調停センターに調停を申し立てるにあたり、次の各号に掲げる事項について書類を提出しなければならない。

(一) 次に掲げる内容を記載した調停申立書

1. 各当事者の名称（氏名）、住所、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス、その他の迅速な連絡が可能な連絡先

2. 紛争の事実及び調停の申請

(二) 身分証明書類

(三) 当事者が代理人に調停への参加を委任する場合、書面による授權委託書を提出して委任権限を明確にし、委任代理人の連絡先情報を提供しなければならない。

(四) 当事者は、紛争対象に関する既存の証書及び画像・映像資料、専門家の鑑定意見、契約書、司法機関又は仲裁機関が作成した裁判文書、知的財産権所管機関が作成した公告及び決定、公証機関が作成した公証文書、銀行取引記録等の書面証拠を提出することができる。

**第十条** 調停センターは、申立人が提出した調停申立書及び関連資料を受領してから 5 業務日以内に、受領した資料を審査し、受理条件に適合している場合、申立人に「案件受理通知書」を発送しなければならない。

申立人は、「案件受理通知書」を受領してから 5 業務日以内に、調停センターが定める基準に従い、案件管理料を前納しなければならない。

**第十一条** 調停センターは、申立人の案件管理費を受領してから 10 業務日以内に、被申立人に「調停招待確認依頼状」を発送する。

**第十二条** 被申立人は、「調停招待確認依頼状」を受領してから 10 業務日以内に、調停センターへの紛争調停の付託に対して同意するか否かの書面による意見を管轄の調停センターに提出しなければならない。ただし、各当事者が共同申立てする場合を除く。

調停に同意する場合、同時に次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (一) 申立人の調停申請に対する書面意見
- (二) 第九条第(四)号の要求に適合した証拠資料
- (三) 身分証明できる書類
- (四) 当事者が代理人に調停参加を委任する場合は、書面による授權委託書を提出し、かつ委任権限を明確にしなければならない。

**第十三条** 当事者が提出する資料については、一式 3 部用意しなければならない。当事者の人数が二名を超え、又は調停委員の人数が一名を超える場合、人数に応じて資料部数を増やす。

**第十四条** 被申立人が第十二条に定める期間内に調停を確認、同意しなかった場合、調停を拒否したものとみなす。所定の期間を徒過した後に調停を確認、同意した場合、調停センターが申立人に意見を求めてから調停手続を継続するか否かを決定する。

**第十五条** 両当事者が調停に同意した場合、調停センターは、各当事者に「調停費用納付通知書」を発送する。各当事者は、調停センターが発送した納付通知を受領してから 5 業務日以内に、調停センターの調停費用納付基準に従い等分で調停費用金を前納しなければならない。当事者間で料金負担の割合について別途の取決めがある場合、当該取決めに従う。各当事者が調停費用を納付した時点で、直ちに調停開始条件が成立したとみなす。

一方の当事者が調停への同意を表明しながら、調停費用を前納しない場合、調停センターは、もう一方の当事者に一定割合の調停費用を前納するよう通知することができる。

当事者が調停費用を前納しなかった場合、調停センターは、状況に応じて調停手続を継続するか、又は調停手続を中断するか、若しくは、終了するかを決定することができる。

## 第二節 調停委員の選（指）定

**第十六条** 調停は、原則として一名の調停委員が行う。ただし、当事者に別途の取決めがある場合を除く。

各当事者は、「調停委員選（指）定通知書」を受領してから 10 業務日以内に、通知書の要件に従って調停委員の選任を完了しなければならない。

当事者は、調停センターの調停委員名簿から調停委員を選択することができ、また名簿外から調停委員を選択することもできる。調停委員名簿外から調停委員を選択する場合には、当事者は調停センターに調停委員の基本状況とその連絡先を提出し、調停センターと各当事者が共同で決定しなければならない。

**第十七条** 当事者は、共同で調停委員を指名することができ、調停センターがそれを確認する。当事者が共同で指名することができない場合、調停センターは、当事者と協議した後に調停委員を指定し、又は調停委員の推薦名簿を提供しなければならない。各当事者は、当該名簿から共同で調停委員を選定することができ、かつ調停センターがそれを確認する。全当事者が 10 業務日以内に共同で選定することができない場合、調停センターが代理で指定する。

具体的な手続は、調停センターが別途制定する調停委員選（指）定規則を参照する。

調停センターは、調停委員を確認又は指定するにあたり、調停委員候補の状況を考慮しなければならないが、これには国籍、言語能力、専門能力、職歴、調停経験、調停主管の期間の有無、本規則に基づき調停を行う能力等を含むが、これらに限らない。

**第十八条** 選定又は指定を受けた調停委員は、5 業務日以内に調停センターと当事者に対して、紛争結果に影響を及ぼし得るすべての個人的利益、職業的利益、経済的利益又はその他利益の詳細な開示を含め、調停の独立性、公正性に影響を及ぼし得る事由を書面で開示しなければならないが、調停期間中に同様の事由が発生した場合についても、すみやかに開示しなければならない。

調停委員がその独立性、公正性に影響を及ぼし得る事情を開示し、当事者が当該情報を十分に承知した後も、なお当該調停委員の選択に一致して同意する場合、調停手続に進むことができる。

**第十九条** 調停委員が職責を遂行できず、途中で履行を継続できなくなる場合、又は履行に適していない場合、本調停規則第十七条の規定に従い調停委員を改めて決定する。ただし、各当事者に別途の取決めがある場合を除く。

### 第三節 調停方式

**第二十条** 当事者は、調停の方式について協議で合意を形成することができ、調停委員も当事者と協議して調停方式を決定することができる。調停委員は、和解に資する適切な方式を取り入れ、当事者の紛争解決に協力することができる。この方式には、次の各号に掲げる内容を含むが、これらに限らない。

(一) 調停委員は、個別に単独で、又は同時に各当事者及び／又はその代理人と面会、連絡することができる。

(二) 調停の過程において、調停委員は当事者に対し、書面又は口頭で紛争解決の提案又は構想を提示するよう要求することができる。

(三) 各当事者が同意して調停センターに届け出た場合、各当事者、調停委員は現場検証を行うことができる。これにより発生した費用については、当事者が共同で負担する。

(四) 調停委員は、調停の必要性に応じて、遠隔会議の実施を含む適切な技術的手段を用いて各当事者と意思疎通を図ることができる。

(五) 調停委員は、調停の過程において、当事者からの要請に基づき、適切な状況の下、和解合意書の作成時に当事者をサポートし、又は当事者に意見及び提案を提示することができる。

調停委員は、当事者間の意思疎通に協力し、各当事者の共同の利益を見つけることに努め、かつ当事者が解決策を見出すよう促さなければならない。調停委員は、当事者の意向を尊重し、各当事者に公平、公正に対応しなければならない。調停委員には、紛争を解決する方法を当事者に強要する権利はない。

**第二十一条** 調停は、調停センターの所在地で行う。当事者に別途の取決めがある場合、又は調停委員が必要と判断し、かつ当事者と調停センターの同意を得た場合には、他の場所で行うことができる。これにより発生する費用については、当事者が負担する。

調停は中国語又は英語で行い、当事者がその他の言語のサービス提供を要請する場合には、発生する通訳費用については当事者が負担する。

**第二十二条** 調停委員と各当事者がいずれも必要と判断した場合には、調停センターに届け出た後、関連する専門家又は関連機関を招聘し、関連技術の内容、技術の使用状況、権利者にもたらした損失の状況等について、技術支援を提供し、鑑定、監査、評価、検査・測定、コンサルティングを行い、経済分析を提供し、書面による鑑定又は評価意見を作成

することができる。鑑定又は評価意見の写しは、案件の具体的な状況に応じて「公開」と「秘密保持」の2種類に分けることができる。

(一) 鑑定又は評価意見の写しは、当事者と調停センターに提出しなければならない。当事者は、意見を発表し、条件に応じて専門家に調停会議に参加し、作成した鑑定又は評価意見を解説するよう要請することができる。

(二) 鑑定評価機関又は専門家の人選は、調停センター、調停委員が推薦することができ、双方の当事者が自ら協議の上決定することもできる。

(三) 鑑定評価の関連費用については、当事者が共同で負担する。ただし、当事者に別途取の決めがある場合を除く。

**第二十三条** 調停委員は、調停の過程において、当事者に次の各号に掲げる内容を提供するよう要求することができる。

(一) 紛争事項の十分な理解に必要な科学、技術分野の基本的技術背景の資料

(二) 参考にしてできる模型、図面、又はその他の資料

(三) 種子、DNA採取等、調査・試料採取に用いる試料の関連手続については、関連法令に従って行わなければならない。一方の当事者が調停委員による試料の審査を希望する場合、これらの試料を採取しなければならず、当事者が共同で申請し、共同で費用を負担した後、試料は15業務日以内に当事者が合意する機関に提出して検査・測定を行わなければならない。

**第二十四条** 調停の過程と結果については、秘密を保持する。ただし、当事者に別途の取決めがある場合を除く。当事者と調停委員は、事前に、調停会議の状況を記録する必要があるか否か、及び記録の保存や破棄方式について取り決めることができる。一方の当事者が、調停委員に対して、もう一方の当事者にある事項を開示してはならないと明確に要請した場合、調停委員は開示してはならない。

調停委員、当事者及びその代表又はその代理人、証人、専門家、調停センター職員、その他の調停参加者は、調停事項及び和解合意を含め、調停に関連する一切の資料に対して、いずれも守秘義務を負い、調停と関連し又は調停の過程で取得したいかなる情報も使用し又は外部に開示してはならない。各当事者に別途の取決めがある場合、又は法令に別途の規定がある場合を除く。上述の者は調停に参加する前に、相応の秘密保持誓約書に署名しなければならない。

### **第二十五条**

当事者は調停期間を取り決めることができる。調停委員も当事者の同意を得た後、共同で調停期間を決定することができる。

当事者が取り決めておらず、かつ調停委員も当事者と調停期間を決定していない場合には、調停委員は選定又は指名を受けてから 30 業務日以内に調停を完了しなければならない。ただし、当事者が延期に同意した場合を除く。

## 第二十六条

調停で和解合意（調停合意）が成立した場合、各当事者、調停委員、調停センターは和解合意に署名及び／又は押印する。調停センターが署名捺印した和解合意は、両当事者に対して拘束力を有する。

当事者が一部の調停申請について和解を成立させた場合は、これに基づき一部和解合意に署名することができる。

## 第二十七条

次のいずれかに掲げる事由が生じた場合には、調停手続は終了する。

- (一) 当事者間で和解合意が成立した
- (二) 両当事者又は一方の当事者が調停委員又は調停センターに対し、調停手続の終了又は調停への継続参加の拒否を表明した
- (三) 調停期間が満了し、当事者が延期の不同意を明示した
- (四) 調停委員が、調停継続がすでに不要であると判断し、又は調停手続の終了を書面で表明した
- (五) 両当事者が、調停委員又は調停センターが定めた合理的な期間内に関連調停費用を全納しなかった
- (六) 適用される国際文書、法院命令若しくは強制的法規の強制的期間の期間満了時に終了し、又は当事者が取り決めた期間に基づき終了した
- (七) 調停手続を終了させるその他の状況

## 第三章 調停とその他手続の関係

### 第二十八条

調停センターが署名捺印した和解合意は、各当事者が法に基づき共同で管轄権を有する人民法院に司法確認を申し立てることができる。条件に適合する場合は、法に基づき人民法院に強制執行を申し立てることができる。

### 第二十九条

調停センターが署名捺印し、支払い内容を具備する和解合意で、公証機関が法に基づき強制執行効力を付与した場合は、法に基づき管轄権を有する人民法院に支払い命令又は強制執行を申し立てることができる。

### 第三十条

当事者は和解合意において次の仲裁条項を締結することができる。「いかなる一方も本和解合意を中国国際経済貿易仲裁委員会、中国海事仲裁委員会、又は北京仲裁委員会（三者から一つ選択）に提出し、当該委員会の主任に一名の単独仲裁人を指定し、仲裁廷を設け、和解合意の内容に従って仲裁判断を下すことができる。仲裁廷は、仲裁廷が適切と判断した手続と方式に従って案件を審理する権限を有し、かつ具体的な手続及び期間は当該委員会の仲裁規則の関連条項の制約を受けない。仲裁判断は最終的なものであり、両当事者に対して拘束力を有する。」

### 第三十一条

人民法院が誘導、通知し、当事者が調停センターに調停を申し立てることに同意した場合、及び人民法院が調停案件に関与するよう調停センターを招いた場合には、その手続はこの調停規則及び関連規定に従って行う。

## 第四章 調停参加者の規定

### 第三十二条

調停中及び調停手続の終了後、調停委員は、過去又は現在調停を引き受けている同一の紛争若しくは関連する紛争、又は同様若しくは関連する契約若しくは法律関係により生じた紛争によって行われる仲裁手続、司法手続、その他いかなる紛争解決手続においても、仲裁委員、裁判官、一方当事者の代表又は代理人、専門家、コンサルティング提供者、又は法律顧問になってはならない。ただし、両当事者が承知し、かつ反対しない旨を明示する場合を除く。

調停委員は上述の手続で証言してはならず、当事者も調停委員に対し上述の手続で証言するよう要請することはできない。ただし、法律で要求されている場合、又は全当事者と調停委員が別途書面により同意している場合を除く。

**第三十三条** 当事者に別途の取決めがある場合を除き、いかなる一方当事者、調停委員、調停と関連がある者も、調停手続が終了した後に同一の紛争について行われる仲裁又は訴訟の手続及びその他紛争解決手続において、次の各号に掲げるいかなる項目を引用し、証拠とし又は証言し、不服申立又は答弁の根拠にしてはならない。

- (一) 当事者の調停の意向と調停に参加した事実
- (二) 当事者が調停で提示した一切の、紛争を解決する可能性がある方法に対して表明した意見又は提案
- (三) 当事者が調停の過程で行った陳述又は承認

(四) 当事者がかつて、調停委員若しくは他の当事者が提示する和解方法の提案又はその一部を受ける意向若しくは受けない意向を示した事実

(五) 当事者間で成立したすべての和解合意。ただし、和解合意の提示が和解合意の執行に必要な場合、又は法律に別途の規定がある場合を除く。

(六) 調停委員又は各当事者が調停の過程で、受け入れる意向を提示、提案、承認、表明した、和解成立を目的とするすべての陳述、意見、観点、構想、提案

**第三十四条** 調停の一部又は全部の手続は、電子伝送の方式を用いて行うことができる。不可抗力又は第三者運営者の不当な行為又は技術的問題により生じた電子情報の誤伝送について、調停センターはこれにより生じた損失を負担しない。

当事者が調停の過程で提出した実物及び文書の写し又は複製品は、調停センター及び調停委員にその返還を要求してはならない。原本又は当事者が事前に調停センター及び調停委員に通知し、かつ書面による同意を得た写しを除く。

**第三十五条** 調停委員が法律の強制規定、禁止規定に違反した行為を除き、当事者は、本調停と関連する作為又は不作為を理由に調停委員の責任を追及してはならない。

**第三十六条** 法律の強制規定、禁止規定に違反した行為を除き、調停委員及び調停センターは、本規則に従って調停を行う場合において、本調停と関連する作為又は不作為について当事者に対し責任を負う必要はない。

**第三十七条** 当事者と調停委員は、調停委員、各当事者又はその代理人が調停に向けた準備時、若しくは、調停の過程において発表又は使用するいかなる陳述や意見も、書面又は口頭であるかにかかわらず、誹謗の訴え、若しくは、その他の関連する告訴を提起又は支持するための根拠としてはならないことに同意し、かつ本条項を同様のすべての提訴の却下を求める際の根拠とすることができることに同意する。

**第三十八条** 当事者がすでに調停に同意している場合、原則として調停手続が終了するまで、本紛争に対して仲裁手続、司法手続、その他の紛争解決手続を提起してはならない。一旦、他の手続を開始した場合には、双方の当事者は、調停を続行するか否かを協議の上決定しなければならず、合意に至ることができなかつたときは、調停手続を終了しなければならない。

**第三十九条** 当事者がすでに仲裁手続、司法手続、その他紛争解決手続を提起したかにかかわらず、当事者は、調停センターに本規則に基づく調停を随時に申し立てることができる。

## 第五章 附則

**第四十条** 調停費用及び各当事者が負担すべきその他費用については、各当事者が平均して分担する。ただし、当事者に別途の規定がある場合を除く。

調停費用については、調停センターが制定する調停費用納付表に従い、紛争対象に基づき收受し、また調停期間、調停費用率、調停センター機関管理費用に従って收受することもできる。各当事者は、調停手続が終了するまでに、調停に必要な料金を全額納付しなければならない。

### 第四十一条

**調停のモデル条項**：本契約により発生し又は本契約に関連する知的財産権紛争はすべて、中国国際貿易促進委員会調停センターに申立てを行い、調停申立時に当該センターで有効な知的財産権紛争調停規則に従って調停を行うものとし、調停期間は\_\_\_\_日、調停地は北京とする。調停後に成立した和解合意は両当事者に対して拘束力を有し、各当事者は自発的に履行するものとする。

### 第四十二条

**調停仲裁のモデル条項**：本契約により発生し又は本契約に関連する知的財産権紛争はすべて、中国国際貿易促進委員会調停センターに申立てを行い、調停申立時に当該センターで有効な知的財産権紛争調停規則に従って調停を行うものとする。調停が調わない場合、中国国際経済貿易仲裁委員会、中国海事仲裁委員会、又は北京仲裁委員会（三者から一つ選択）が仲裁申立時に当該委員会でも有効な仲裁規則に従って仲裁を行うものとする。仲裁判断は最終的なものであり、双方に対して拘束力を有する。

### 第四十三条

この調停規則の解釈権は、中国国際貿易促進委員会／中国国際商会調停センターに帰属する。

### 第四十四条

この調停規則は2021年11月1日から施行する。

出典：2021年11月1日付け中国国際貿易促進委員会調停センターウェブサイト

<https://adr.ccpit.org/articles/366>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。